

野田市選挙管理委員会告示第43号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項、第4項又は第5項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和3年10月19日

野田市選挙管理委員会
委員長 金子 憲 一

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第62条第2項の規定によるくじ	野田市役所内 7階 706会議室	10月28日 午後6時
公職選挙法第62条第4項の規定によるくじ	野田市役所内 7階 706会議室	10月28日 午後6時05分
公職選挙法第62条第5項の規定によるくじ	野田市役所内 7階 706会議室	事実発生の都度